

個人情報の的確な管理・整理について

- (1) 個人情報の「保護」と「活用」に関する法整備等
- (2) 障害者手帳に関するマイナンバー制度の情報連携
- (3) マイナポータルで閲覧できる障害者手帳情報
- (4) 個人情報の的確な管理・整理の重要性



令和7年（2025年）5月29日

熊本県福祉総合相談所

(1) 個人情報の「保護」と「活用」に関する法整備等

個人情報保護の歴史は、1970年代、コンピューターの技術開発等に伴い、各国で独自に「個人情報保護」に関する法律やガイドラインが制定されたことを受け、1980年代に OECD(経済協力開発機構)がプライバシー保護のガイドライン(OECD8原則)を策定したことから始まりました。

1990年代には、住基ネット導入に伴う個人情報漏えいリスクへの懸念から、民間部門の保護体制が急務となり、平成15年(2003年)に「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」(以下「個人情報保護法」という。)が制定され、平成17年(2005年)に全面施行されました。

以降、IT技術の進展や社会の変化に伴い、個人情報保護法の改正が繰り返され、令和4年(2022年)4月には改正個人情報保護法が施行されています。

個人情報保護法では、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための法律として運用される中で、事業者及び行政機関等における「個人情報」の取扱いのルール等を定めています。

また、平成25年(2013年)、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための基盤づくりを目的として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)が施行されました。

番号法では、住民票を有するすべての方に対し「マイナンバー(12桁の個人番号)」が付番され、個人情報保護法における「個人情報」よりも厳格な保護措置を設けた「特定個人情報」として、「社会保障、税、災害対策分野」の行政事務手続き等に限定した利用が定められています。

行政機関においては、「個人番号利用事務」として、番号法別表第一に規定される事務(法定事務)や、各自治体で定める番号条例別表第一に規定される事務(独自利用事務)に基づき、社会保障等に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のためにマイナンバーを利用しています。

« 個人情報と特定個人情報について »

個人情報

氏名、生年月日、住所、顔写真など、生存する個人に関する情報で、これらの情報により特定の個人を識別できるもの。その他、指紋や静脈などの身体の特徴データ、パスポートや運転免許証の番号なども個人情報に含まれます。

特定個人情報

個人情報のうち、マイナンバー(個人番号)や、マイナンバーに対応する符号を含むもの。その利用範囲は法律で定められた税・社会保障・災害対策業務に限定され、マイナンバー法では個人情報保護法よりも厳しい保護措置が上乘せされています。

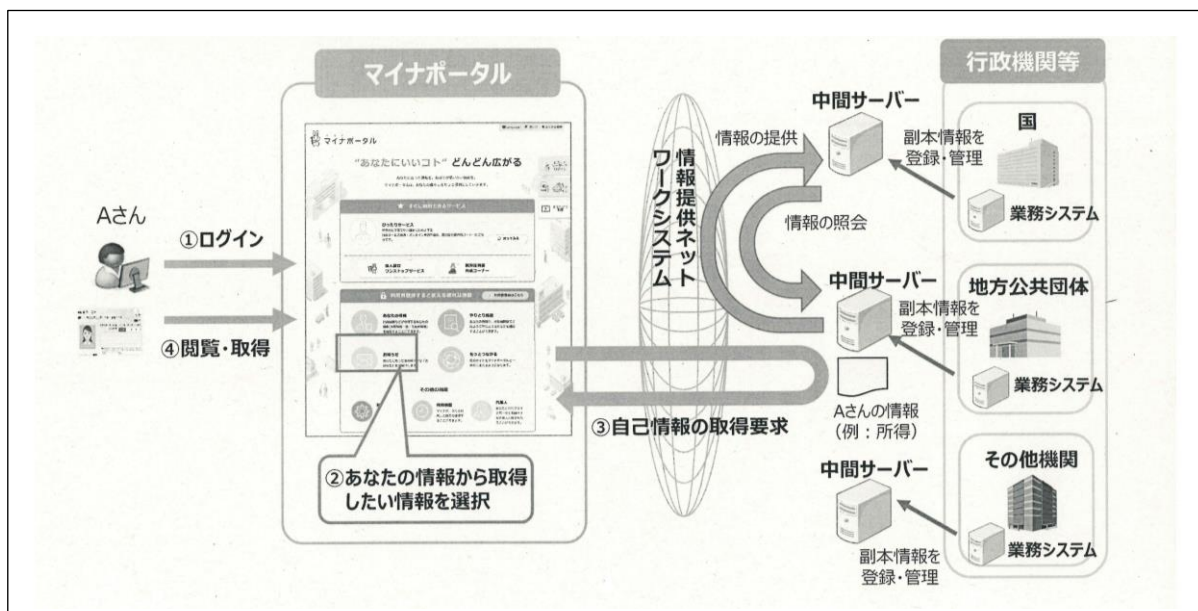
(2) 障害者手帳に関するマイナンバー制度の情報連携

行政機関等は、番号法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みを設けています。

また、マイナポータルは、行政機関等が情報連携する個人の情報について、本人が閲覧・取得し、行政機関間のやり取りを確認できる機能を提供しています。また、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知等のサービスを提供しています。

マイナポータルの「わたしの情報」で取得できる障害者手帳の情報は、障害者手帳の交付自治体が、障害者手帳情報とマイナンバーの紐づけを実施することとされていますが、熊本県においても、令和3年度に身体障害者福祉手帳、令和4年度に療育手帳のマイナンバー一斉紐付けを実施しました。

現在も、新規登録や再判定等の各種申請等において、新たにマイナンバーが判明した際には、随時、マイナンバーの登録を行っているところです。今後も引き続き、的確な個人情報の管理のもと、正しいマイナンバーの登録を進めていくことが責務とされていますが、円滑な制度利用のため、市町村の皆様におかれましても、各種申請の際には、住基ネットや本人確認等で、正しい個人情報及びマイナンバーを確認のうえ、当所への進達等をお願いします。



《参考資料》

①「障害者手帳に関するマイナンバー制度の情報連携」

(R3.5.24 内閣府大臣官房番号制度担当室、社会保障審議会障害者部会)

(3) マイナポータルで閲覧できる障害者手帳情報

マイナポータルで障害者手帳を確認するには、マイナポータルにログインし、以下の手順で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの情報が閲覧できます。

《手順》

- (1) マイナポータルにログイン
- (2) 「わたしの情報」を選択
- (3) 「福祉・介護」を選択
- (4) 「障害保健福祉」を選択
- (5) 手帳情報を確認(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳などを選択して、情報を確認)



《閲覧情報》 ※「特定個人情報等の項目表示」HP 抜粋

項目名	
身体障害者手帳情報	
	身体障害者手帳初回交付年月日
	身体障害者手帳返還年月日
	身体障害者手帳再交付年月日
	身体障害者手帳番号
	身体障害者手帳等級コード
	障害名
	身体障害者手帳障害情報
	身体障害者手帳等級障害程度コード
	身体障害者手帳部位コード
	身体障害者手帳障害認定日
	身体障害者手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分
療育手帳情報	
	療育手帳番号
	療育手帳交付年月日
	療育手帳返還年月日
	療育手帳再交付年月日
	療育手帳障害程度
	療育手帳次回判定年月
	療育手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

(4) 個人情報の的確な管理・整理について

マイナンバー制度が始まって以来、マイナポータル等を利用したプッシュ型サービスの推進が進められてきましたが、マイナンバーカードの活用機会が広がるにつれて、複数の制度において、制度側で管理する制度固有の番号とマイナンバーとの間に紐付け誤りがあったことが明らかになりました。

そこで、令和5年9月に国の通知に基づいた全国の一斉点検が行われ、国は、令和5年(2023年)10月に、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を発出しました。

マイナンバー制度が、デジタル社会の基盤として有効に機能するためには、それぞれの事務で正しく本人情報に紐付けられていることが重要として、マイナンバー登録事務の実施機関に対して、法令及びガイドラインに則った適切な対応を求めています。

《参考資料》

- ②「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【2.0版】」(R6.5.22 デジタル庁)
- ③「マイナンバーガイドライン入門(行政機関等)」
(令和7年4月版 個人情報保護委員会事務局)

以下、ガイドラインの一部を抜粋します。

【2 マイナンバー登録事務】

2-2 申請時のマイナンバー取得の原則化

マイナンバー登録事務においては、各制度の申請時に申請者本人からマイナンバーの提供がない場合、紐付け実施機関側で自ら申請者のマイナンバーを取得することとなり、その際の手作業によって、紐付け誤りが発生し得る。特に、同一の氏名・生年月日・性別を有する個人は少なからず存在し、今般も、紐付け実施機関において、基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)における照合が確実に行われなかったために、誤ったマイナンバーの紐付けが行われてしまった。

このため、各制度所管省庁において、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載を求める旨を明確化するよう、省令改正等を行った。これを踏まえ、紐付け実施機関においては、住基ネット照会又は住基システム照会によりマイナンバーを取得するのではなく、各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確に示すなど、本人や代理人から申請時にマイナンバーの提供を受け、その上で本人確認を行うことを原則とする。

2-3 本人確認の手段

本人や代理人からマイナンバーの提供を受ける者は、紐付け誤りやなりすましの防止のため、マイナンバー法第16条に基づき、次の本人確認を行うことが必要である。

- ①提供されたマイナンバーの真正性の確認（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等による確認）
- ②マイナンバーを提供する者の身元（本人）確認（提供した者はその本人に間違いがないか、マイナンバーカード、写真付身分証明書等による確認）

2-4 住基ネット照会

今後、各制度の申請時には、申請者にマイナンバーの記載等を求めることを原則とするが、本ガイドライン策定前に申請があったものや申請者がマイナンバーを記載しない場合、各紐付け実施機関が各申請者のマイナンバーを特定するために、住基ネット照会を行うことも考えられる。その際、紐付け誤りを防止する観点から、マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報により行うよう、J-LISにおいて照会システムの改修を実施し、改修後の機能を順次適用することとしているため、各紐付け実施機関においてはその点について留意すること。

2-5 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法

制度上、紐付け実施機関が住所を含まない3情報以下しか保有していない場合は、引き続き、住所を含まない3情報以下で住基ネット照会を行うことにより、マイナンバーを取得することが可能だが、複数の者が該当した場合等には、適切に本人を特定することのできる妥当な方法によりマイナンバーを取得する必要がある。

【具体例】

- ・業務システム側で有している電話番号等を用いて、電話・郵送・訪問等の方法により確認し、本人を特定する。
- ・改めて本人にマイナンバーの提供を求め、マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写しにより確認する。

以上